

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

令和2年6月1日
株式会社 トリプルフォーシステムズ

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました(法第23条第5項)。

令和1年度における情報を下記の通り公開いたします。

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{小数点第2位以下を四捨五入})$$

令和1年度(令和1年6月1日～令和2年5月31日)実績

(1) 派遣労働者の数	8名(期間中の労働者の総数)					
(2) 派遣先の数	3部署(期間中に派遣した派遣先部署の数)					
(3) 派遣料金の平均額	39,363円(8時間として換算した場合の平均額)					
(4) 派遣労働者の賃金の平均	28,561円(8時間として換算した場合の平均額)					
(5) マージン率	27.4% マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険等の社会保険料、事業運営費としてオフィス賃貸料、福利厚生費等が含まれています。					
(6) キャリア形成支援制度	教育訓練の内容	対象者	訓練の方法	訓練の実施主体	訓練費負担	賃金支給
	入社時教育	新入社員	OFF-JT	派遣元	無償	有給
	プログラミング	入社1～3年	OJT	派遣元	無償	有給
	プログラム設計	入社3～5年	OJT	派遣元	無償	有給
	プロジェクト管理	入社6年～	OJT	派遣元	無償	有給
	キャリアコンサルティングの相談窓口: 本社 TEL 045-260-9321					
(7) 待遇決定方式	・待遇決定方式: 労使協定方式 ・対象労働者: 期間を定めずに雇用される派遣労働者 ・協定有効期間: 2020年4月1日～2022年3月31日					
(8) 福利厚生に関する事項	・社会保険完備(健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険) ・年次有給休暇、慶弔休暇、育児休暇、介護休暇 ・退職金制度					